

	平成 13 年 12 月 26 日	四運自公第 36 号
改正	平成 14 年 3 月 28 日	四運自公第 64 号
改正	平成 14 年 6 月 25 日	四運自公第 12 号
改正	平成 14 年 12 月 10 日	四運自公第 20 号
改正	平成 17 年 6 月 16 日	四運自公第 13 号
改正	平成 21 年 1 月 14 日	四運自公第 36 号
改正	令和 4 年 2 月 1 日	四運自公第 15 号

公 示

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定に基づく旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

四国運輸局長 波多野 肇

記

「旅客の利便を阻害しないと認められる場合」の範囲

- 1 道路運送法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- 2 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 3 道路運送法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- 4 休止から 1 年以上経過した路線の廃止の場合
- 5 付替路線（停留所の位置の変更があっても、その変更が 300m 以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- 6 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300m 以内のものの場合
- 7 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村の同意がある場合
- 8 市町村等の要請に基づくものであって、利用者利便を阻害しないことが明らかと認められる路線の休止又は廃止の場合
- 9 休止又は廃止の区間と並行する路線（鉄軌道等を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（駅を含む。）との距離が 300m 以内であるもの場合
- 10 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第 9 条第 2 項に規定する協議会の協議結果に基づく路線であって、同会議又は同協議会において同意があった当該路線の休止又は廃止の場合

附 則

この公示は、平成 14 年 2 月 1 日から適用する。

- 附 則（平成14年3月28日四運自公第64号）  
この改正公示は、平成14年4月1日から適用する。
- 附 則（平成14年6月25日四運自公第12号）  
この改正公示は、平成14年7月1日から適用する。
- 附 則（平成14年12月10日四運自公第20号）  
この改正公示は、平成14年12月20日から適用する。
- 附 則（平成17年6月16日四運自公第13号）  
この改正公示は、平成17年7月1日から適用する。
- 附 則（平成21年1月14日四運自公第36号）  
この改正公示は、平成21年1月14日から適用する。
- 附 則（令和4年2月1日四運自公第15号）  
この改正公示は、令和4年2月1日から適用する。